

社援保発0330第12号
平成30年3月30日
〔改正 社援保発0329第4号〕
平成31年3月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公印省略)

被保護者家計改善支援事業の実施について

被保護者の家計管理については、生活保護法（昭和25年法律第144号）第60条において「収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない」と規定されており、自立支援プログラム等を活用して支援を実施いただいているところであります。

この度、別添のとおり世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う被保護者家計改善支援事業を実施することとした。

については、本事業の実施に当たって必要な基本的事項を下記のとおり定めることとしたので、了知の上、関係部局と連携し、積極的に推進されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について

1 基本的事項

生活保護受給者の家計管理については、平成25年の法の改正において、法第60条において「収入、支出その他生計の状況を適切に把握すること」を生活上の義務として規定したところであり、自立支援プログラムの一環として支援を行っているところもあると承知している。生活保護受給者を含む生活困窮者については、家計の状況を把握することが難しい方や中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在することが指摘されており、特に生活保護受給世帯については、就労等により生活保護から脱却した場合に、新たに税・保険料の支払いや、法第37条の2に基づく住宅扶助の代理納付が行われていた場合には家賃の支払いが生じるなど、家計の状況に変化が生じるが、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に円滑に移行することにより、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。

こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に関する課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施することとした。

2 対象世帯

家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。

例えば、以下のような世帯が該当するものと考えられる。

- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯
- ・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯
- ・ 生活困窮者自立支援制度の家計改善支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合
- ・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合 等

3 実施方法

- (1) 事業の実施に当たっては、業務の全て又は一部を委託により実施することが可能である。
- (2) 支援の実施にあたっては、生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。一体的に実施することが難しい場合は、単独での実施も可能である。相談支援に従事する者は、4で示した事業内容を適切に実施できる者であって、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を修了した者が望ましい。
- (3) 本事業の実施に当たっては、自立支援プログラムに位置づけて実施すること。

4 事業内容

家計に関する課題を抱える世帯に対する支援については、以下の支援を実施すること。

(1) 相談受付（インテーク）

本事業による支援を希望する者の相談を受け付け、「相談受付・申込表」に必要事項を記入してもらう。

また、本人が相談受付・申込票に記入できない場合や、本人が進んで記入しようとしない項目は、無理強いせずに、家計改善支援員が記入を手伝ったり、代行したりすることも考えられる。

(2) アセスメント

生活の状況に関する情報を把握・整理し、家計の状況の「見える化」を図り、相談者が直面している問題や、背景にある解決すべき課題を抽出するため、以下のことを行う。

①相談時家計表の作成

相談時家計表は、本人の世帯の家計収支の状況を1ヵ月単位で具体的に把握し、生活の状況とお金の動きを目に見える形で示すものである。家計表を活用し、収支や滞納、債務等を見る形で示していく、家計の見直しの方向性を検討していく。

②インテーク・アセスメントシートの活用

アセスメントにおいては、把握すべき情報（収入支出の詳細、就労状況、家族の課題等）について抜け漏れがないようにすること、支援にあたり複数の人が関わる中で情報の共有が円滑に行われるようすることなどを目的として所定のインテーク・アセスメントシートを活用する。

(3) 家計再生プラン(家計支援計画)の策定

アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を明確にし、生活を早期に再生させるための目標や支援内容を策定し提案する。この「家計再生プラン」では、家計の再生の具体的な道筋を共有し、家計収支を改善し家計管理能力を高めるために「家計計画表」や「キャッシュフロー表」を作成する。

家計再生プランの期間は相談者の状況によって様々であると想定されるが、原則、支援期間を1年間としたうえで、相談者の家計にとって影響が大きいライフイベントを目標に据えて、支援計画を組み立てていく。

(4) 支援の提供

①家計管理に関する支援

家計再生プラン等の策定後においても、計画どおり家計収支が改善しているか相談者とともに家計表を定期的に確認し、改善の状況などを振り返る。定期面談は、毎月、あるいは2～3ヵ月ごとなど、相談者の状況等に応じて個別に設定することとなるが、相談者によっては、支出費目の支払先別に出納管理の支援をしたり、買い物の同行支援が必要なケースなど、状況に応じたより丁寧な支援が必要な場合もある。

②滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して、例えば徴収免除や徴収猶予、分割納付などの対応ができるいか、自治体の担当部局や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。

また、本来受給できるにも関わらず公的制度の各種手当てやそれ以外の給付金や支援金などを申請していない場合、利用のための支援を行う。

③債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

多重債務や過剰債務を抱えている者については、各自治体の「多重債務者相談窓口」等と連携して、債務整理の説明を行い、必要に応じて法律専門家への同行など、債務整理の支援を行う。

④貸付けのあっせん

家計の状況から、一時的な資金が必要であり、貸付けによる支援が必要と考えられる場合には、貸付けの検討を行う。

(5) モニタリング

プランが本人の状態に適した内容になっているか、支援が適切に提供されているか、本人が目標に向けて変化しているか等を定期的または隨時に、

本人との面談や支援提供者と連携して確認する。

(6) プラン評価

プランの評価は、プラン策定時に定めた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果等を見るものである。これにより、支援を終結させるか、またはプランを見直して支援を継続するかを判断する。

このほか実施にあたっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成27年3月6日付け社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の別紙「4. 家計改善支援事業の手引き（別添4）」を参考にされたい。また、相談時家計表等の各種様式の例も当該手引に掲載されている。

※ なお、本事業による支援は、従来の自立支援プログラム（被保護者金銭管理支援に係る個別支援プログラム）等により実施されていた、生活保護費の分割支給や預貯金通帳の保管等、金品を直接扱うものとは異なるものである。

5 留意事項

家計に関する課題を抱える世帯に対する家計改善支援の内容については4のとおりだが、生活保護制度特有の事項を踏まえ、以下の点に留意すること。

(1) キャッシュフロー表、家計計画表、家計再生プラン等の作成

家計表やキャッシュフロー表等を活用することにより、相談者の家計を「見える化」し、家計に関する問題を分かりやすくしたり、生活の再生の目標を具体的に捉えやすくする支援を行うこと。

またこれらの帳票を活用しながら、家計の現状や見通しを具体的に示しながら、相談者自身の家計に対する理解を深め、本人が自ら家計管理をしていく能力を身に付けられるようすること。

更に、必要に応じて医療費の自己負担や社会保険料の発生など保護廃止後の生活を見据えたものを作成すること。

なお、福祉事務所は、支援の実施状況や、対象世帯の状態を定期的に把握し、必要に応じて支援の方針や内容を見直すこと。

(2) 預貯金

生活保護費のやりくりによって生じた預貯金については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合、活用すべき資産には当たらないものとして保有を容認するとしているので、使用目的等を予め調整すること。

(3) 各種給付制度等の利用に向けた支援

支援を実施する中で活用可能な給付金制度があることが明らかになつた場合には、担当ケースワーカーに報告すること。

(4) 各種貸付金

貸付金のうち、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金については、その他の必要経費として収入認定の対象外となる場合があるので、貸付利用のあっせんの際は担当ケースワーカーに相談すること。

6 家計改善支援機関と福祉事務所・担当ケースワーカーとの連携

本事業を委託によって行う場合や、担当ケースワーカーと別部署において行う場合等には、家計改善支援機関と福祉事務所・担当ケースワーカーは密接な連携を図ること。

- (1) 本人が抱えている状況や困窮に至った要因、援助方針や家計再生プランの内容などを共有すること。
- (2) 福祉事務所は個人情報の取扱いに留意しつつ、必要に応じて、家計改善支援の実施者に保護費の支給状況を情報提供すること。
- (3) 支援対象世帯との面談等の際には、必要に応じて担当ケースワーカーも同席すること。
- (4) 就労による収入増が望まれる場合等については、本人の同意を得た上で、被保護者就労支援事業との連携した支援を行うなど、効果的な支援の実施に努めること。

7 個人情報の取扱い

本事業における支援に当たっては、被保護者の収入や支出など様々な個人情報を取扱うこととなるので、本事業における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法の規定や各地方自治体の「個人情報保護条例」に基づいて、適切に対応するとともに、事業に関わる全ての職員に徹底すること。

大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計改善支援について

1 基本的事項

大学等に進学する子どもがいる世帯が進学費用等を用意するような場合には、本人のアルバイト代や家計のやりくり等により、受験料等の費用を収入認定から除外し、貯蓄することが認められているほか、進学費用について奨学金や生活福祉資金貸付による教育支援資金の貸付を受けることにより進学費用を工面する場合がある。このような世帯についても、進学前の段階から進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を行うことにより、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。

こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する家計改善支援を実施することとした。

2 対象世帯

大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる被保護世帯。なお、高校3年生だけでなく、1年生、2年生がいる世帯についても積極的に支援の対象としていただきたい。

3 事業内容

大学等への進学費用等に関する相談や助言として、以下に掲げるような支援を必要に応じて実施する。

(1) 希望する進路の把握

進学先の学校により必要となる費用、利用可能な奨学金等も変わるために、相談や助言にあたっては希望する進路について、担当ケースワーカーと連携し把握に努める。

希望する進路の把握に当たっては、保護者からの間接的な情報のみではなく、大学等への進学を希望する子どもと直接面談等での聞き取りを実施すること。また、希望進路は変更することもあり得ることから、高校等の長期休暇の前後を目途に最新の希望進路を定期的に把握する。

(2) 希望進路への進学に要する費用に関する相談・助言

希望する大学等に進学する場合に必要となる入学金や授業料、通学に要する経費等の概算を示すとともに、恵与金やアルバイト収入等の収入認定

除外など生活保護制度における進学資金の準備方法について助言する。

また、遠方の大学への進学を希望している等の理由により、転居して自宅外から通学することを検討している場合、転居費用や転居後の生活費用等についても概算を示す。

(3) 利用可能な奨学金や貸付制度の紹介等

大学等への進学に向け、(独)日本学生支援機構の奨学金のほか、自治体、民間団体、進学希望先の学校等が実施している奨学金や貸付制度について、利用可能な制度を案内するとともに、貸付型の奨学金や貸付金を利用する場合には、将来的な返済額を見据えた利用額を助言すること。また、必要に応じて申請の支援を行う。

(4) 子どもの大学等への進学に伴って変更される出身世帯の保護費に関する説明等

子どもが大学等に進学することによって生活保護費に変更が生じることから、それに関する説明を担当ケースワーカーと連携して行う。

(5) 家計改善支援機関による支援

進学費用の準備や進学後の家計に不安を抱える者のうち、家計改善の専門的な支援を希望する場合、別添1の3の方法により実施することとし、同4に記載の支援を行う、または当該支援を行っている機関に対象世帯をつなぐ。

(6) その他大学等への進学に当たって必要な支援や相談への対応

(1) から(5)までのほか、生活保護世帯の子どもが大学等に進学するに当たり、世帯の家計の課題や進学費用に関する相談に応じ、子どもの進学に向けた支援を実施する。

4 実施方法

- (1) 事業の実施に当たっては、業務の全て又は一部を子どもに対する支援を実施している団体等に対する委託により、実施することが可能である。
- (2) 支援の実施方法は個別に世帯を訪問する以外に、複数の者にセミナー形式で、生活保護制度における進学資金の準備方法や、利用可能な奨学金や貸付制度の紹介等を行う方法等も考えられるので、状況に応じた支援を実施すること。

5 個人情報の取扱い

本事業における支援に当たっては、被保護者の収入や支出など様々な個人情報を取扱うこととなるので、本事業における個人情報の取扱いについ

ては、個人情報保護法の規定や各地方自治体の「個人情報保護条例」に基づいて、適切に対応するとともに、事業に関わる全ての職員に徹底すること。

6 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、自立支援プログラムに位置づけて実施すること。
- (2) 各種貸付を実施している機関等、支援を提供するにあたって関係する機関とは、支援状況の共有など必要な連携を図ること。また、本事業を委託する場合には、委託先との連携も図ること。
- (3) 保護の実施機関は、支援の実施状況や、対象世帯の状態を定期的に把握し、必要に応じて支援の方針や内容を見直すこと。